

定 款

(2023年3月2日現在)

株式会社 日新

横浜市中区尾上町6丁目81番地

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社 日新 と称する。
英文では、NISSIN CORPORATION
と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業
3. 倉 庫 業
4. 港 湾 運 送 事 業
5. 通 関 業
6. 海 上 運 送 事 業
7. 内 航 海 運 業
8. 建 設 業
9. 梱 包 業
10. 航空運送代理店業
11. 輸送荷役機器の売買および賃貸業
12. 観 光 業
13. 損 害 保 険 代 理 業
14. 不動産の売買、賃貸借および管理業
15. 労働者派遣事業
16. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の包装、表示および保管業
17. 発電および売電に関する事業
18. 物流に係わる情報サービス事業
19. 前各号に附帯する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は本店を横浜市に置く。

(公 告 方 法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、40百万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(選任決議)

第 21 条 取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

- 2 当社は取締役会の決議をもって前項の取締役中より会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会招集の通知は会日より5日前に各取締役に対してこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

(相談役および顧問)

第 30 条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関しては本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 監査等委員会招集の通知は会日より 5 日前に各監査等委員に対してこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当金が、支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第106期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。